

生物の多様性 どう守る



清流で遊ぶ「川ガキ」。笑顔が元気だ(熊本県で・村山嘉昭さん提供)

君たちに、地球の将来がかかっている

いのちって不思議だ。地球に生まれた小さいいのちのーしづくが、長い長い時間をかけてこんなにも多くのいのちになった。そして風にそよぐ草も、トンボやチョウも、大きなゾウも、もちろん人間も互に関係を持ち、つながっている。人間は他の生き物によって生存しているし、豊かな文化を育ててきた。学校からの帰り、道ばたの草やアリをのぞき込んでみよう。休みの日に庭に来る野鳥を観察してみよう。それぞれの生き物が必死に生きていることが分かったらと思う。

しかし、その生き物たちがいま各地で悲鳴を上げている。主要な原因は人間の活動だ。メダカが姿を消し、ツバメも見かけなくなった。トキの後を追うように、島や高地で多くの種が絶滅の危機にひんしている。そうした生き物たちが生存できる環境をつくるのが、人間が安全に生きる環境につながっている。

いまならまだ生物多様性を守ることは出来るし、守らなくてはならない。君たちが学び考え、手を取り合って一歩でも前へ進むことがとても大切なんだ。なぜなら、その一歩に君たちと地球の将来がかかっているからだ。生物多様性って難しい言葉かもしれない。けれどこのハンドブックを読んで、一人ひとりが生き物と生きることについて考えてくれることを期待している。

生物多様性のために、私たちができていることを考えてみよう

空気、水、食べ物、木材、紙、医薬品…生物多様性の恵みによって、私たちは豊かな生活を送ることができます。その反対に、私たちの日々の行動の積み重ねが、生物多様性に影響を与えています。生物多様性のために何ができるか、3つのテーマで考えてみよう。

1 生物多様性にふれよう

例) 海、山、川など、自然で遊ぶ
身近な生き物を観察する

2 生物多様性を守ろう

例) ペットや外来生物を捨てない、逃がさない、最後まで大切に飼う
地域の環境活動に積極的に参加する

3 生物多様性を伝えよう

例) 家族と自然の恵みや大切さについて話し合う
生物多様性を守る仲間を応援する

生物多様性の用語集

愛知目標

2011年以降の生物多様性に関する新たな世界目標。2010年10月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COPIO)で採択された。

エコシステム・マネジメント

単に希少な生物種を個別に保護するのではなく、生息(生育)環境全体(生態系)を保全すること。日本語では生態系管理という。最近では特に、生態学に基づく地域固有の生態系特性に留意した管理、生物多様性の存続と回復、自然資源の持続可能な利用を促進するような管理などをさすことが多い。

エコツーリズム

自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方。

外来生物法 21ページ参照

固有種

分布が特定の地域に限定される種。例えば、イリオモテヤマネコは、日本の固有種であり、沖縄県の固有種であり、西表島の固有種である。

種の保存法

正式名称は「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」。国内外の絶滅のおそれのある野生動植物種の保全を体系的に図ることを目的に、1992年に制定された。捕獲や譲渡等の規制、生息地等保護区、保護増殖事業の実施まで多岐にわたる内容を含む。

自然再生

2003年に制定された自然再生推進法などにより、過去に損なわれた自然を積極的に再生する取り組み。全国の森林、草原、里地里山、河川、湖沼、湿原、干潟、サンゴ礁など多様な生態系で行われている。

生態系

同一の環境内で多数の種が相互に深い関係を持ちながら生息している。一連の生物の群れは環境から影響を受け、また環境に影響を与える。こうして相互作用する環

境と生物群とを指す。陸域では森林、砂漠生態系などに、水域は海洋、湖沼生態系などに分類される。

生態系・種・遺伝子の多様性 13ページ参照

生物多様性 12ページ参照

生物多様性基本法 15ページ参照

生物多様性条約 13ページ参照

生物多様性ホットスポット

生物多様性の分野では多様な生き物が生息しているにもかかわらず絶滅にひんした種も多く、保全の重要性の高い地域をさす。イギリスの生態学者ノーマン・メイヤーが提唱した。国際的環境保護団体「コンサベーション・インターナショナル(CI)」は、日本列島、マダガスカルやフィリピン諸島など34のホットスポットを選定している。

世界遺産 11ページ参照

特定鳥獣保護管理計画制度 27ページ参照



ブナの森からわき出る清流(白神山地で)

日本の重要湿地500

環境省が2001年に発表した。選定基準は▽希少種・固有種が生息している▽多様な生物相を有している など。知床半島サケ・カラフトマス遡上河川(北海道)、養老地域の湧水群(岐阜県)、種子島のマングローブ林(鹿児島県)などが選ばれた。

ビオトープ 5ページ参照

保護地域

自然環境や生物多様性をまもるために重要な場所などを指定して、不用意に開発されたり動植物が捕獲・採取されたりしないように規制をする地域。

ミレニアム生態系評価 25ページ参照

ラムサール条約 19ページ参照

レッドリスト・レッドデータブック(RDB)

レッドリストは絶滅のおそれのある野生動植物のリスト。レッドデータブックはその生息状況などに関する情報を取りまとめたもの。2007年に発表された環境省レッドリストでは、国内では3155種の野生動植物種が絶滅のおそれがあるとして掲載されている。世界的にはIUCN(国際自然保護連合)によって作成され、1万種以上が絶滅のおそれにあるとしている。近年は、都道府県や市町村でも作成が進んでいる。

ワシントン条約

正式名称は「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」。1973年、米ワシントンで開かれた会議で採択された。野生動植物を絶滅のおそれの程度により、付属書Ⅰ、Ⅱ、Ⅲに分類し、国際取引を規制している。

表紙写真：右上から縦に、アマガエル、シマフクロウ、アオウミガメ、ヤンバルテナガコガネ、イリオモテヤマネコ、カワセミ、オオワシ、クサアリモドキとヤノクチナガオオアブラムシ、ギンリョウソウ、サケ(卵と稚魚)、イボイモリ、オオゴマダラ、エゾシカ

裏表紙写真：左上から、ムツゴロウ、ライチョウ、タガメ、ムササビ、アユ、カタクリ

生物多様性に関するホームページと文献

◆調べる

- こどものページ(環境省)
<http://www.env.go.jp/kids/index.html>
- 生物多様性ホームページ(環境省)
<http://www.biodic.go.jp/biodiversity/>
- インターネット自然研究所(環境省)
<http://www.sizenken.biodic.go.jp/>
- ECO学習ライブラリー(環境省)
<http://www.eeel.go.jp/>
- 環境・循環型社会・生物多様性白書(環境省)
<http://www.env.go.jp/policy/hakusyo/index.html>
- 子ども環境白書(環境省)
<http://www.env.go.jp/policy/hakusyo/kodomo.html>
- レッドデータブック図鑑
希少な生きものたち(環境省)
<http://www.sizenken.biodic.go.jp/rdb/>
- EICネット(財団法人 環境情報普及センター)
<http://www.eic.or.jp/>

◆読む

- センスオブ・ワンダー(レイチェル・カーソン)
- 生命の多様性(E.O.ウィルソン)
- 生命にぎわう青い星
生物の多様性と私たちの暮らし(樋口広芳)
- 絵でわかる生態系のしくみ(鷲谷いづみ)
- 生物多様性キーワード事典(生物多様性政策研究会)

◆見る

- グリーンTV
<http://www.japangreen.tv/>

◆参加する

- いきものみつけ
<http://www.mikke.go.jp/>
- こどもエコクラブ
<http://www.j-ecoclub.jp>
- チャレンジ25キャンペーン
<http://www.challenge25.go.jp/>